

## A Closer Look

# 金融負債の交換又は条件変更に関する IAS第39号からIFRS第9号への移行の影響

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

## はじめに

償却原価で測定される金融負債（例えば、銀行借入や発行した社債）に係る一定の条件変更及び交換の会計処理が、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」からIFRS第9号「金融商品」への移行時に変更となる。この変更は、2017年10月12日に公表されたIFRS第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」の結論の根拠においてIASBが行った明確化から生じるものである。IFRS第9号の会計上の取扱いは2018年1月1日（IFRS第9号の発効日、又は、IFRS第9号を早期適用する場合はより早い日）から適用され、すべての影響を受ける金融負債（IAS第39号からの移行時に引き続き認識されるもの）に遡及的に適用する必要がある。その結果、影響を受ける金融負債について移行時の修正と実効金利の変化が生じる。

本資料の前半では、以下のことを行う。

- IAS第39号とIFRS第9号の双方における金融負債の交換又は条件変更の会計処理を概観する。
- 本会計処理が明確化された経緯を説明する。
- IAS第39号からIFRS第9号に移行する際の変化の影響（実務において生じる可能性があるいくつかの論点を含む）を説明する。

本資料の後半は、IAS第39号における金融負債の条件変更とIFRS第9号への移行の影響の詳細な設例になっている。

## IAS第39号とIFRS第9号における 会計処理の概要

金融負債の条件が変更された場合、その条件変更が大幅かどうかを検討する必要がある。条件変更が大幅と考えられる場合、当初の金融負債の認識の中止を行い、新しい金融負債を公正価値で認識する。同様に、借手が金融負債を同一の貸手との間で大幅に異なる条件の別の金融負債と「交換する」場合、現存する負債の認識の中止

を行い、新しい金融負債を認識する。金融負債の条件の変更が大幅であるかどうかの判定プロセスはIAS第39号でもIFRS第9号でも同じであり、条件変更が「大幅な」場合の会計処理についてもIAS第39号でもIFRS第9号でも同じである。しかし、条件変更が「大幅でない」場合の会計処理は異なる。

### 金融負債の条件変更が大幅なのはどのような場合か？

定量的に、金融負債の条件変更が大幅とされるのは、変更された条件によるキャッシュ・フローの正味現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料の純額を含む）が、条件変更される前の負債の残りのキャッシュ・フローの正味現在価値と少なくとも10%異なる場合である（いずれのキャッシュ・フローも当初の実効金利で割り引く）。本判定は「10%テスト」と呼ばれることがあり、IAS第39号でもIFRS第9号でも適用される。

IAS第39号では、金融負債の大幅でない条件変更についての会計処理の要求事項に不明確な点が存在した。しかし、大幅でない条件変更時に利得又は損失を認識しないのが一般的な実務であった。条件変更の時点において、直接起因する取引コスト及び相手方との間で支払った又は受け取った対価について金融負債の帳簿価額を見直す。そして、見直された帳簿価額と期待キャッシュ・フローの差額を、条件変更された金融商品の全期間にわたって償却するように実効金利を修正する。

IFRS第9号では、大幅でない条件変更時に利得又は損失を認識すべきことが明確化された。条件変更による利得又は損失は、当初のキャッシュ・フローの現在価値と条件変更されたキャッシュ・フローの現在価値（いずれも当初の実効金利で割り引く）との差額に等しい。条件変更の時点において、直接起因する取引コスト及び相手方との間で支払った又は受け取ったキャッシュのみならず、新たなキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り

引いたもの（結果として条件変更による利得又は損失が生じる）を反映するように金融負債の帳簿価額を見直す。そして、見直された帳簿価額と期待キャッシュ・フローの差額を、条件変更された金融商品の全期間にわたって償却するように実効金利を修正する。IFRS第9号において即時に純損益に認識される利得又は損失は、IAS第39号では、実効金利を通じ、条件変更された金融商品の全期間にわたって償却されていた。

## IFRS第9号の要求事項の明確化

2016年11月に、IFRS解釈指針委員会は、償却原価で測定される金融負債の大幅でない条件変更から条件変更による利得又は損失の認識が生じるべきかどうかについて、明確化の要請を受けた。IFRS第9号では、金融資産が交換又は条件変更されたが当該金融資産の認識の中止が生じない場合について条件変更による利得又は損失を認識することが明示的に要求されているが、金融負債についてはこれが明示的に要求されていなかった。

2017年3月に暫定的なアジェンダ決定が公表された。本暫定的なアジェンダ決定では、支払又は受取の見直しを見直した場合（金融負債が条件変更又は交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない場合（すなわち、大幅でない条件変更）に生じるキャッシュ・フローの変化を含む）にはすべて、条件変更による利得又は損失を認識すべきことが説明されていた。IFRS解釈指針委員会は、IFRS第9号における既存の原則と要求事項はこの結論を支持するために十分であると結論を下した。本暫定的なアジェンダ決定では、企業がIFRS第9号への移行時に条件変更による利得又は損失の認識について会計方針を変更する必要がある場合、適用開始日においてなお認識されているすべての金融負債に対して、この会計方針の変更を遡及的に適用する必要がある点にも留意していた。本暫定的なアジェンダ決定に対して寄せられたコメントを踏まえて、IFRS解釈指針委員会は、この事項をIASBに照会することとした。

IASBはIFRS解釈指針委員会の分析に同意し、2017年10月12日に公表されたIFRS第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」に付属する結論の根拠に明確化を含めた。負債の大幅でない条件変更の会計処理についてのIASBの見解が、IFRS第9号の既存の要求事項の修正としてではなく、明確化として結論の根拠に含まれたことから、それはIFRS第9号の適用時（すなわち、IFRS第9号を早期適用しないことを選択した企業については、2018年1月1日以後開始する期間）に適用となる。したがって、負の補償を伴う期限前償還要素についての修正の強制発効日（2019年1月1日。早期適用は認められている）より前に適用されることに留意する必要がある\*1。

## IFRS第9号の「適用開始日」とは何か？

IAS第39号からIFRS第9号への移行の目的では、適用開始日は企業がIFRS第9号の要求事項を最初に適用する日であり、報告期間の期首でなければならない。例えば、2018年12月31日に終了する事業年度にIFRS第9号を最初に適用する企業であれば、適用開始日は2018年1月1日である。

## IAS第39号からIFRS第9号への移行の影響

IAS第39号のもとで、一般的な実務のとおり、大幅でない条件変更による利得又は損失を認識しない方針であった場合、IAS第39号からIFRS第9号への移行時に会計方針を変更することを要求される。この会計方針の変更は、適用開始日においてなお認識されているすべての金融負債に対して遡及的に適用する必要がある。IFRS第9号の適用開始日以前に認識の中止が行われていた金融負債に対して適用する必要はない。

企業が比較期間を修正再表示しない場合、金融負債の帳簿価額に行うべき修正は、適用開始日の利益剰余金に対する修正として認識される。しかし、企業が比較期間を修正再表示する場合、表示する最も古い期間の期首の修正とする。

## 追加的な考慮事項

影響を受ける負債の実効金利は、IFRS第9号への移行後には異なるものとなる。修正された実効金利は、金利費用及び金利費用に基づく比率（例えば、インタレスト・カバレッジ・レシオ）に影響を与える。また、将来のキャッシュ・フローの見直し（その後の条件変更が大幅かどうかの判定を含む）にも影響を与える。実効金利の変更は、公正価値ヘッジ調整の償却にも影響を与える可能性がある。

金融負債の条件変更についての要求事項を遡及適用することは、実務上は困難かもしれない。過去に条件変更がなされた金融負債で適用開始日において認識の中止が行われていないすべてのものを考慮する必要がある。直近の条件変更だけではない。過去の取引のそれぞれについて詳細な情報が要求される。

ある負債が適用開始日より前に1度だけ条件変更されている場合、認識の中止の判定（すなわち、条件変更が大幅であるかどうかの判定）の結果は、IAS第39号とIFRS第9号とで一貫するはずである。しかし、場合によっては、大幅でない条件変更を正しく識別するために注意が必要である。リファイナンス又は負債のリストラクチャリングの結果として利得又は損失が認識されなかったという理由だけで、それを大幅でない条件変更であっ

\*1 「負の補償を伴う期限前償還要素」（IFRS第9号の修正）についての詳細な内容は、本誌2018年1月号（Vol.497）IFRS in Focus「IASBが、『負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の修正）』を公表」を参照いただきたい。

たとえるべきではない。例えば、旧ファイナンスが満期を迎えた時点で新たな市場条件のファイナンスが銀行と合意された場合、条件変更の明確化によって影響されない。なぜなら、これは条件変更ではなく、当初の負債の決済と新たな負債の認識であり、利得又は損失が生じないからである。

ある負債が適用開始日より前に複数回にわたり条件変更されている場合、早い時点の条件変更の結果として生じる実効金利の変化により、「10%テスト」を通じて、その後の条件変更についての認識の中止の判定の結果が変わる可能性がある。

## 設例

本設例は、償却原価で測定されている社債の負債が条件変更された場合の、IAS第39号及びIFRS第9号の認識の中止の要求事項の適用を説明している。本設例は3つのパートに分かれている。

- **セクション1：背景と認識の中止の判定** 本セクションでは、条件変更の前後における金融商品の条件を示すとともに、当初認識時の実効金利の算定及び「10%テスト」の適用について説明する。本セクションにおける分析はIAS第39号に基づいて行っている。しかし、本分析はIFRS第9号の要求事項とも整合的である。
- **セクション2：IAS第39号での継続認識** 本セクションでは、「大幅でない」条件変更についてのIAS第39号のもとでの会計処理を説明する。

- **セクション3：IFRS第9号への移行** 本セクションでは、同じ「大幅でない」条件変更についてIFRS第9号のもとでの会計処理と、IAS第39号からIFRS第9号への移行時に要求される修正を説明する。

本設例において社債を発行している企業Aは、IFRSを適用しており、機能通貨は英ポンドである。企業AのIFRS第9号の適用開始日は2018年1月1日である。企業Aは、IAS第39号からIFRS第9号への移行に際し、比較情報を修正再表示しない選択をしている。

本設例において青色にハイライトされている数値は、その後の計算に用いられることを示している。

### セクション1：背景と認識の中止の判定

企業Aは、2012年1月1日に、固定利付債券を銀行Bに対して発行した。本債券の条件によれば、企業Aは、満期である2020年12月31日まで、金利を毎年12月31日に後払いで支払う。金利は元本£100百万に対し4%で支払い、元本金額は2020年12月31日に償還される。企業Aは、2012年1月1日に、£100百万（本社債の公正価値）をキャッシュで銀行Bから受け取り、直接起因する取引コスト£5百万を第三者に支払う。

本債券は、当初£95百万（本債券の公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額）で認識され、その後、償却原価で会計処理される。本債券の実効金利は4.69%と算定されている。条件変更がなかったとしたら、毎年の期首及び期末における本債券の償却原価は以下のように算定される。

年	償却原価 1/1	金利費用 @ 実効金利	キャッシュ・フロー 12/31	償却原価 12/31
	(a)	(b = a * 4.69%)	(c)	(d = a + b + c)
2012	95.00	4.46	(4.00)	95.46
2013	95.46	4.48	(4.00)	95.94
2014	95.94	4.50	(4.00)	96.44
2015	96.44	4.53	(4.00)	96.97
2016	96.97	4.55	(4.00)	97.52
2017	97.52	4.58	(4.00)	98.10
2018	98.10	4.60	(4.00)	98.70
2019	98.70	4.64	(4.00)	99.34
2020	99.34	4.66	(104.00)	—

企業Aと銀行Bは、2015年1月1日に、以下のような本債券の条件変更合意する。

- 満期を2年延長し、2022年12月31日とする。
- 金利を0.5%下げ、3.5%とする。
- 元本を£10百万増加させ、£110百万とする。

企業Aは、本条件変更の一部として、2015年1月1日に、£10百万を銀行Bから受け取り、直接起因する取引コスト£1百万を第三者に支払う。

条件変更された債券の条件が大幅に異なる場合、企業Aは、当初の債券の認識の中止を行い、条件変更された債券を新しい金融負債として認識しなければならない。条件が大幅に異なるとされるのは、変更された条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割引く）が、当初の債券に係る負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合である。

この目的では、企業Aは、第三者に支払った取引コストは除外する。本件では、2015年1月1日における当初の債券に係る負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値は、償却原価による帳簿価額£96.44百万と等しい。

企業Aは、変更された条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（当初の実効金利で割り引く）を、以下のように算定する。

	2015 1/1	2015 12/31	2016 12/31	2017 12/31	2018 12/31	2019 12/31	2020 12/31	2021 12/31	2022 12/31	全期間 合計
条件変更時のキャッシュ受取	10.00									
金利 @ 3.5%		(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	
元本の返済									(110.00)	
<b>キャッシュ・フロー合計</b>	<b>10.00</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(113.85)</b>	
ディスカウント・ファクター @ 4.69%	1.000	0.955	0.912	0.871	0.832	0.795	0.759	0.725	0.693	
<b>キャッシュ・フロー合計の現在価値</b>	<b>10.00</b>	<b>(3.68)</b>	<b>(3.51)</b>	<b>(3.36)</b>	<b>(3.20)</b>	<b>(3.06)</b>	<b>(2.92)</b>	<b>(2.79)</b>	<b>(78.88)</b>	<b>(91.40)</b>

当初の条件によるキャッシュ・フローの現在価値と変更された条件によるものとの差額は5.2%（[91.40 - 96.44] / 96.44）である。差額は10%未満であり、他に定量的な相違もないことから、本条件変更は大幅ではなく、当初の債務の消滅とは考えられない（すなわち、大幅でない条件変更である）。

本債券の当初認識と条件変更が生じたのがIFRS第9号の適用開始日より前であることから、企業Aはこの分析をIAS第39号に従って実施している。しかし、この分析はIFRS第9号の要求事項とも整合的である。IAS第39号の認識の中止に係る規定は新基準に引き継がれたからである。

## セクション2：IAS第39号での継続認識

IAS第39号のもとで、企業Aの会計方針は、大幅でない条件変更による利得又は損失を認識しないというものであった。

これに従い、企業Aは、まず債券の帳簿価額を条件変更日において修正し、次に、利得又は損失を変更された債券の全期間にわたって償却するように、実効金利を算定しなおす。企業Aは、条件変更時に受け取ったキャッシュ及び直接起因する取引コストについて、2015年1月1日時点の債券の帳簿価額を以下のように修正する。

	帳簿価額
条件変更前の帳簿価額	96.44
- 加算：条件変更時のキャッシュ受取	10.00
- 減算：直接起因する取引コスト	(1.00)
<b>条件変更後の帳簿価額</b>	<b>105.44</b>

本債券の改訂後の実効金利は4.12%と算定された。（IFRS第9号への移行に際し）他の条件変更がなければ、

毎年の期首及び期末における本債券の償却原価は以下ようになる。

年	償却原価 1/1	金利費用 @ 実効金利	キャッシュ・フロー 12/31	償却原価 12/31
	(a)	(b = a * 4.12%)	(c)	(d = a + b + c)
2015	105.44	4.35	(3.85)	105.94
2016	105.94	4.36	(3.85)	106.45
2017	106.45	4.38	(3.85)	106.98
2018	106.98	4.41	(3.85)	107.54
2019	107.54	4.43	(3.85)	108.12
2020	108.12	4.45	(3.85)	108.72
2021	108.72	4.48	(3.85)	109.35
2022	109.35	4.50	(113.85)	—

### セクション3：IFRS第9号への移行

企業Aは、適用開始日より前に金融負債の認識の中止が行われていない限り、金融負債の大幅でない条件変更に関連するIFRS第9号の要求事項を完全に遡及的に適用しなければならない。IFRS第9号では、大幅でない条件変更による利得又は損失の認識額は、当初のキャッシュ・フローの現在価値と条件変更されたキャッシュ・フローの現在価値（いずれも当初の実効金利で割り引く）

との差額に等しい。本件では、企業Aは、条件変更の日には**£5.04百万**（£96.44百万－£91.40百万）の利得を認識することとなる。

IFRS第9号では、企業Aは、条件変更の日、（IAS第39号のもとでの修正に加え、）条件変更による利得又は損失を認識するために本債券の帳簿価額を修正することとなる。2015年1月1日時点の改訂された帳簿価額は、以下のように算定される。

	帳簿価額
条件変更前の帳簿価額	96.44
- 加算：条件変更時のキャッシュ受取	10.00
- 減算：条件変更による利得	(5.04)
- 減算：直接起因する取引コスト	(1.00)
<b>条件変更後の帳簿価額</b>	<b>100.40</b>

債券の帳簿価額を修正した後、企業Aは、直接起因する取引コストを変更された債券の全期間にわたって償却するように、実効金利を算定しなおす。本債券の改訂後

の実効金利は4.84%と算定された。他の条件変更がなければ、毎年の期首及び期末における本債券のIFRS第9号における償却原価は以下ようになる。

年	償却原価 1/1	金利費用 @ 実効金利	キャッシュ・フロー 12/31	償却原価 12/31
	(a)	(b = a * 4.84%)	(c)	(d = a + b + c)
2015	100.40	4.87	(3.85)	101.42
2016	101.42	4.91	(3.85)	102.48
2017	102.48	4.96	(3.85)	103.59
2018	103.59	5.01	(3.85)	104.75
2019	104.75	5.07	(3.85)	105.97
2020	105.97	5.13	(3.85)	107.25
2021	107.25	5.19	(3.85)	108.59
2022	108.59	5.26	(113.85)	—

大幅でない条件変更が生じたのが適用開始日より前であり、当該負債が適用開始日において引き続き認識されていた場合、当該負債の帳簿価額はIFRS第9号への移行に際して修正される。IAS第39号とIFRS第9号における負債の帳簿価額の差額は、期首の利益剰余金に認識され

る。本件では、企業Aは、2018年1月1日における債券の帳簿価額を£103.59百万に修正し、対応する修正額£3.39百万（£106.98百万－£103.59百万）を期首の利益剰余金に認識する。

以上